

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第7回総会 次第	
日 時	平成30年10月25日(木) 15時25分開会
場 所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均、 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、12番 若林安雄、 13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
議長 (安齊会長)	それでは、定刻前ですが全員お揃いになりましたので、只今から総会 を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	議長 9番 小泉委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので 報告いたします。
議長 (安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、12番 若林委員、13番 石澤委員にお願いします。 現況証明委員は、9番 小泉委員、10番 和田委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいております ので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長、本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、10月総会議事日 程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告い たします。 日程第1、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地 転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件。 日程第2、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第3、報告第20号、遊休農地解消対策実践活動について 日程第4、報告第21号、平成19年度鎌倉市農業委員会の活動状況等につ いて。 日程第5、議案第36号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状 況の確認について。 日程第6、議案第37号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状 況の確認について。 日程第7、議案第38号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状 況の確認について。 日程第8、その他、諸般の報告について。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第1、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定によ る農地 転用届出の受理の決定に関する専決処分について、3件、着席 して報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、田、206平方メートル外1筆、合計2 筆、227平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が、専用住宅用地 として、平成30年9月19日転用のため、平成30年9月19日に専決処分い たしました。

	整理番号 2、[REDACTED]、畑、49平方メートル外 1 筆、合計 2 筆、128平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が、共同住宅用地として、平成30年10月 3 日転用のため、平成30年10月 2 日に専決処分いたしました。 整理番号 3、[REDACTED]、畑、143平方メートル外 1 筆、合計 2 筆、182平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]が、専用住宅用地として、平成30年10月15日転用のため、平成30年10月 2 日に専決処分いたしました。 以上 3 件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第 2、報告第19号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第 2、報告第19号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地 転用届出の受理の決定に関する専決処分について、2 件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号 1、[REDACTED]、畑、102平方メートル外 1 筆、合計 2 筆、138平方メートルを[REDACTED]、[REDACTED]から、[REDACTED]、[REDACTED]に所有権移転し、専用住宅用地として、平成30年10月10日転用のため、平成30年10月 2 日に専決処分いたしました。 整理番号 2、[REDACTED]、畑、58平方メートルを[REDACTED]から、[REDACTED]に所有権移転し、庭敷地として、平成30年12月10日転用のため、平成30年10月12日に専決処分いたしました。以上 2 件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第 3、報告第20号、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚)	議長。日程第 3、報告第 20 号、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。着席して報告させていただきます。 10月13日(土)午前 9 時より、手広の遊休農地解消対策実践活動地において、三菱電機株式会社の社員35名による雑草の撤去作業が行われました。雑草については撤去が完了し、9 月に伐採していただいた木については、撤去が完了していない状況です。 今後は、再度草刈り、木の伐採作業を実施させていただき、今回と同様に三菱電機株式会社の社員の方々に撤去をしていただく予定です。 時期については、協議を行わせていただき、追ってご通知いたします。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	次に、日程第4、報告第21号、平成29年度鎌倉市農業委員会の活動状況等について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚)	議長。日程第4、報告第21、平成29年度鎌倉市農業委員会の活動状況等について、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 本農業委員会では、例年この時期に、前年度の活動状況について取りまとめを行い、農業委員の皆様へ報告しております。 29年度の活動状況についても、お手元の資料のとおり、冊子にまとめましたので、その内容を簡単にご報告させていただきます。 1ページ目では「本市の農業の現状」を、1ページ下段から「本市の農業の特色、主な課題」を記載しています。 3ページ上段から「農業委員会の活動」を記載しました。農業委員会の設置、構成、所掌事務、農業委員会の年間活動、総会での審議項目、件数を記載しました。議案は42件、報告件数は95件でした。 8ページには、総会以外の活動等として、農地法違反の是正に向けた現地指導や、定期的な農地パトロール、委員研修などの状況を記載しました。8ページ中段から、遊休農地解消対策協議会の活動状況を記載しました。 平成25年度から三菱電機㈱と遊休農地解消に関する協定を締結し、遊休農地の解消活動に取り組んでおり、この活動状況も併せて記載しています。 皆様にもご協力いただき圃場の管理を行うことができました。 ご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございました 収穫した南瓜や冬瓜は、市内小学校、保育園の給食食材として利用したほか、サツマイモについては、市内小学校児童の収穫体験の場としても活用しました。 詳細については、のち程お手元の資料をご確認いただければと思います。以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、議案第36号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第5、議案第36号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、説明いたします。 まず、相続税の納税猶予の制度について説明いたします。 相続税の納税猶予については、申告書提出期限から20年間農業経営を継続した場合、その時点で納税猶予されていた相続税が免除されるもので、鎌倉税務署長から20年間の終期を迎えるにあたり、納税猶予を受けた農地、これを特例農地といいます。この農地の全てが、申告時と同等に耕作されていることを確認するための依頼があったものです。 本日の総会でご承認いただければ、鎌倉税務署長宛てに相続税の納税

	猶予に係る特例農地等の利用状況の報告を行い、猶予を受けた相続税額の免除が確定することとなります。 なお、この制度は平成 21 年度に改正され、平成 21 年 12 月 15 日以降に申告した場合、鎌倉市は、終身営農が要件となりました。 このあと、ご説明する議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号については、平成 21 年 12 月 15 日以前に申告されたものです。 それでは、議案第 36 号について説明いたします。 お手元の議案第 36 号及び参考資料をご覧ください。被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。対象の農地は全て市街化調整区域にあります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	続きまして、現況 証明委員の飯田委員より補足説明をお願いします。
8 番 (飯田委員)	議長、8 番。10 月 22 日（月）午後 2 時 15 分から、安齊会長、若林副会長、小川委員と共に、現地調査を行いましたので報告いたします。■■■■の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ハウレンソウ等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。調整区域という話ですよね。平成 21 年以降は特定貸付けになっている対象地は無いということですか。納税猶予中に特定貸付けを行うと終身営農になってしまうのではという質問です。
事務局 (岸名補佐)	議長。委員のおっしゃるとおりでございます。特定貸付けに至っているものは現在把握していません。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。これは解除になるということですよ。調整区域で 20 年営農することによって。
事務局 (岸名補佐)	議長。納税猶予されていたものが、20 年経ちましたので免除されるものです。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。免除で解除されるということだよね。
事務局 (岸名補佐)	議長。納税が必要なくなる。猶予を受けた方がお亡くなりになるまでは、納めなくて良いということです。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。普通の農地に戻るということか。継続の必要性は無いのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。継続の必要性はありません。
議長 (安齊会長)	調整区域の畑の課税だけか。
事務局 (岸名補佐)	議長。相続税と市が課税する固定資産税は別物です。資産税は毎年課税されます。先代から引き継ぎ、本来払うべき相続税は 20 年猶予し、きちっと農業を行っていたので免除するというものがルールです。 先ほどの説明のとおり、平成 21 年度以降は 20 年では無く、終身営農になりましたので、平成 21 年度以降に申告された方は、終身営農でないと納税猶予は受けられないというものです。
議長 (安齊会長)	よろしいですか。ほかに何かございますか。なければ、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 36 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 36 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第 6、議案第 37 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第 6、議案第 37 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について説明いたします。お手元の議案第 37 号及び参考資料をご覧ください。被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。対象の農地は全て市街化調整区域にあります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	続きまして、現況証明委員の小川委員より補足説明をお願いします。
11 番 (小川委員)	議長、11 番。10 月 22 日（月）午後 3 時から、安齊会長、若林副会長、飯田委員と共に、現地調査を行いましたので報告いたします。 [] の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ハウレンソウ、柿等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
7 番 (浜野委員)	議長、7 番。特例を受けている農地の明細の中に雑種地が含まれている。これは認められているということか。
事務局 (岸名補佐)	議長。当初の申出の際に登記地目雑種地であっても現況が畑で申告をして税務署が認めたものです。現況畑の状態が 20 年営農されていたので免除になるというものです。以上です。
7 番 (浜野委員)	議長、7 番。雑種地というのは耕作地とは別のものか。
事務局 (岸名補佐)	議長。登記地目は 20 数種類有り、正式な数は今わかりませんが、全てに定義があり、そのどれにも当てはまらないものが雑種地という決まりがあります。空き地のようなものが登記され、そこが耕作され畑として使われていたということです。以上です。
議長 (安齊会長)	よろしいですか。ほかに何かございますか。なければ、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 37 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 37 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第 7、議案第 38 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (岸名補佐)	議長。日程第7、議案第38号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について説明いたします。お手元の議案第38号及び参考資料をご覧ください。 被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。対象の農地の内、手広一丁目につきましては、市街化調整区域内の農地となります。手広四丁目の土地については、生産緑地となっています。なお、生産緑地については、終身営農のため、現況の報告を行うものです。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	続きまして、現況証明委員の飯田委員より補足説明をお願いします。
8 番 (飯田委員)	議長、8 番。10 月 22 日（月）午後 1 時 45 分から、安齊会長、若林副会長、小川委員と共に、現地調査を行いましたので報告いたします。■■■■の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、大根、サトイモ、ネギ等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。生産緑地が含まれると調整区域も終身営農になるのではないか。
事務局 (岸名補佐)	議長。お手元に国が出した資料を用意してあるが、市街化調整区域の農地と生産緑地が合体した時は終身営農になるのではという質問ですが、資料を見る限りでは別物として見えます。今回税務署からは、調整区域の農地と生産緑地が一緒に来ている。税務署に問合せ、調整区域の農地は 20 年で確定するものとして報告、生産緑地は現況確認ということで報告するとしました。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。別にしてもらえるのか。私は申請の時に引っ張られるので都市計画の逆線引きで調整区域に編入した経過がある。税務署が把握していないなら、この人にとってはこの方が良い。
事務局 (岸名補佐)	議長。少なくとも手広一丁目の市街化調整区域の農地は免除になると把握はしています。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。税務署が言ってるなら良いのでは。確かダメだったと思うが。
事務局 (岸名補佐)	議長。申告の時点の書類を見た中でも市外化調整区域の農地と生産緑地と一緒に載っていました。生産緑地は 2 分の 1 の所有で、耕している人は相続税を猶予するが、耕していない人は相続税を取る、その他の農地は、20 年で免除と読めました。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。疑問は残るが、良いです。
議長 (安齊会長)	生産緑地は市街化区域、20 年は経過しているが、対象は調整区域の農地と一連。調整区域の農地は 20 年で免除、生産緑地は終身営農という整理か。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。生産緑地が含まれると調整区域も終身営農になる。過去に確認した。税務署が今回のようにやるなら良いとは思う。あえて戻る必要は無いと思う。
議長 (安齊会長)	調整区域の部分については良い。他の人と同じ扱い。一連があるかという問題。
事務局	議長。先ほどの説明の中で平成 21 年度以降は、猶予を受けるには調

(岸名補佐)	整区域の農地、生産緑地いずれも終身営農に変更されました。資料を読む中では、平成 21 年以降は終身営農。平成 21 年以前は、郷原委員からご指摘を受けた内容を確認します。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。平成 21 年以降は、調整区域でも終身営農になる。それ以前の法律よりも今の法律が優先されるという考え方ではないのか。ちょっと疑問がある。
議長 (安齊会長)	この人にとっては調整区域の農地を免除してもらえただけでも、あいがたいことだろう。
4 番 (郷原委員)	議長、4 番。生産緑地はこれで解除ということではないということか。
事務局 (岸名補佐)	議長。終身営農で残ります。
議長 (安齊会長)	ほかにはございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 38 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 38 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 38 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に、日程第 8、その他、諸般の報告について、4 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長。日程第 8、その他、諸般の報告について、4 件、説明させていただきます。諸般の報告 1、農地パトロールの結果についてご報告します。お手元に配布しました諸般の報告 1、資料の案内図をご覧ください。農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを10月19日（金）に農業委員 2 名、農業委員会事務局 2 名、開発審査課 2 名、都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 2 名の合計 9 名で実施しました。違反地については、資料の案内図のとおりです。違反地のうち■■■■■については 9 月 5 日には是正を確認後、また違反行為を行ったため、現在、再度是正計画書を作成させ、是正に向けた指導を行っています。■■■■■については、現在是正に向け作業を行っており、平成 31 年度中の是正完了を目指しています。■■■■■については、廃棄物が一部持ち込まれていることを確認しました。■■■■■については、現状の変化はなく、■■■■■については、使用者である藤本への是正指導を現場で行いました。

	次回の農地パトロールは、来年1月頃を予定しております。対象の委員は6番岡崎委員、7番浜野委員、8番飯田委員です。日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。 諸般の報告2、農業委員会大会について、ご報告させていただきます。当日の行程についてお配りさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。9月総会でご案内いたしましたが、11月15日（木）に開催される「平成30年度神奈川県農業委員会大会」について、マイクロバスの乗車場所の確認をさせていただきます。 市役所前に集合の方は挙手をお願いいたします。 JAさがみ深沢支店に集合の方は挙手をお願いいたします。 JAさがみ玉縄支店に集合の方は挙手をお願いいたします。 ありがとうございました。希望した場所には、資料にある時間までに必ずご参集をお願いいたします。なお、当日の昼食代金の一部600円分は農業会議負担となっております。昼食は、昨年度と同様に海老名市役所そばの「海老名甲羅本店」を予定しています。差額については、例年親睦会費から負担ということにさせていただいております。 当日、事務局からは、茂木事務局長と名塚が同行いたします。また、お手元に当日の第1号議案から特別要請決議議案までお配りしてありますが、議案に対するご質問等があれば、10月29日（月）までに事務局へご連絡をお願いします。なお、当日は必ず、農業委員バッジを付けて出席をお願いいたします。 次に、諸般の報告3、秋の収穫まつり、優良農業者・漁業者表彰、及び農産物品評会について、お手元のチラシをご覧ください。今年度の日程は11月25日（日）、場所は、鎌倉市立大船中学校を使用して行います。また、時間については、午前10時から午後2時までとなります。 また、収穫まつりに先立ちまして、前日の11月24日（土）には、農産物品評会を行います。この受賞者と今年度の優良農業者、漁業者表彰については、収穫まつりと同日の、11月25日（日）の9時10分から、まつり会場にて行われる予定です。表彰式の詳細は、市から案内状が郵送されますので、委員の皆様のご列席をよろしくお願いいたします。 最後に、11月総会の日程について、ご報告させていただきます。次回は11月28日（水）15時30分から、運営委員会は15時10分から、402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長 （安齊会長）	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長 （安齊会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、平成30年度第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 12番	若 林 孝 雄
議事録署名委員 13番	石 澤 一 夫